

延滞利息制度導入説明資料

2022. 8. 1

島田ガス株式会社

1. 延滞利息制度

(1) 延滞利息制度の考え方

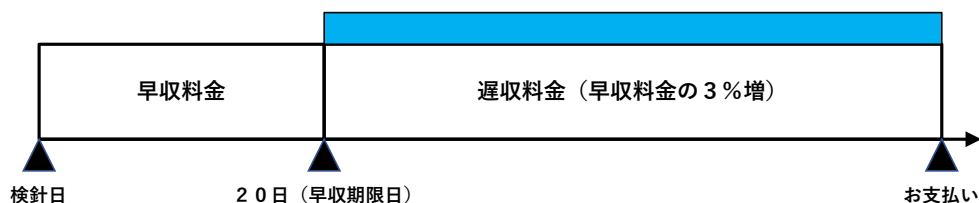
本制度は、ガス小売事業（都市ガス）のお客さまが対象となります。

- ① お客さまがガス料金を「支払期限日」を経過してお支払いいただいた場合に、支払期限日から経過した日数に応じて、1日当たり0.0274%で算定した延滞利息をいただく制度です。
- ② 本制度上で「支払期限日」は、検針日の翌日から起算して30日目を指します。30日目が休日の場合は、翌営業日まで延伸されます。
- ③ 日利0.0274%（年利10%）としています。これは、既に延滞利息を導入した事業者の多くが年率10.0%としていること、年率方式では閏年の扱いを小売約款に規定しなければならないこと、日歩方式の方が簡単にお客さまにわかりやすい等の理由によります。
- ④ 現行の遅収加算額3%と比較した場合、支払期限日の翌日から120日目（※1）を超えて支払った場合の利息額が、遅収加算額とほぼ同額になります。
- ⑤ 延滞利息は、ガス料金の支払が遅れたことに対する遅延損害金であり、ガス料金の扱いではありません。
- ⑥ 延滞利息の算式
$$\text{延滞利息} = \text{税抜ガス料金} \times \text{利率} (0.0274\%) \times \text{延滞日数} (\text{支払日} - \text{支払期限日})$$
(1円未満の端数切り捨て)なお、延滞利息には、消費税が課税されません。
- ⑦ お客さまが支払期限日の翌日から起算して10日（別図※2）以内にお支払になられた場合は延滞利息をいただきません。10日の猶予があります。ただし、10日目が休日の場合であっても休日延伸されません。
- ⑧ 実施日
2022年10月1日以降検針分のガス料金からとなります。

※1：たとえば11,000円（内、消費税1,000円）のガス料金が、支払期限日の翌日から121日目に入金されたとすると遅収加算額 = 11,000円 × 3% = 330円
延滞利息 = (11,000円 - 1,000円) × 0.0274% × 121日 = 331円

(2) 概念図

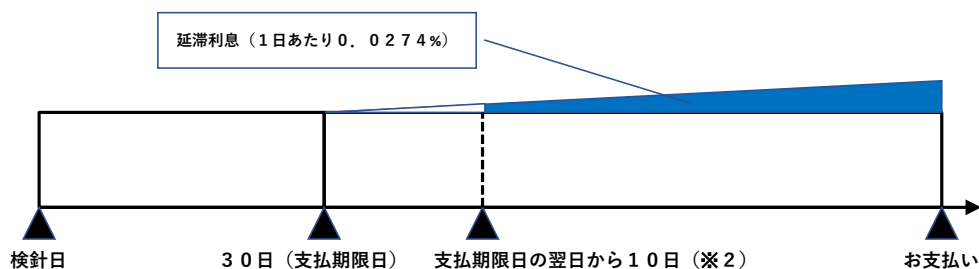
- ・「早収・遅収料金制度」 (2022年8月31日検針分まで適用)



早収料金と遅収料金との差額 (遅収加算額) を翌月以降にお支払いいただきます。



- ・「延滞利息制度」 (2022年9月1日検針分から適用)



延滞利息 = ガス料金 (税抜) × 0.0274% × (お支払い日 - 支払期限日)
を直後のガス料金に合算してお支払いいただきます。

(3) 支払期限日

- ① 早収・遅収料金制度の供給約款では、検針日から 50 日目を「支払期限日」と規定していましたが、延滞利息制度での支払期限日は、検針日の翌日から起算して 30 日目となります。
- ② 但し、供給停止については、検針日の翌日から起算して 50 日目までにガス料金が支払われない場合に停止可能となります。
- ③ 供給停止後、支払期限日を経過したすべてのガス料金をお支払いいただかなければ、ガスの供給再開はできません。

(4) 早収・遅収料金との比較

項番	比較ポイント	早収・遅収料金制度	延滞利息制度
1	算式	遅収加算額 = 早収料金の3%増	支払期限日からの延滞日数に応じて1日あたり0.0274%
2	消費税の扱い	消費税の対象	消費税の対象外
3	発生のタイミング	早収期限日までにお支払いがない場合 * 早収期限日以降、お支払いがされてもされなくても、発生します	延滞利息猶予期限日を過ぎて、お支払いがあった場合 * お支払いがないと、延滞利息は発生しません
4	早収期限日	検針日の翌日から20日目	—
5	支払期限日	検針日の翌日から50日目	検針日の翌日から30日目
6	延滞利息猶予期限日	—	支払期限日の翌日から10日目 (休日延伸しない)
7	供給停止の対象	支払期限日(50日目)を経過してもガス料金のお支払いがない場合	検針日の翌日から50日目(休日の場合は翌営業日)を経過してもガス料金または延滞利息のお支払いがない場合
8	供給再開の条件	支払期限日を経過したすべてのガス料金を支払われた場合	支払期限日を経過したすべてのガス料金および延滞利息を支払われた場合
9	遅収加算額・延滞利息の請求時期および支払期限日	翌月早収料金と同時に請求。支払期限日は翌月早収料金と同じ	本入金処理により延滞利息が計上された直後のガス料金に合算する。支払期限日はガス料金と同じ※コンビニ速報入金の本入金とみなしません

以上